

(附属書) 総会議事運営規程

(目的)

第1条 この規程は、規約第8条の規定に基づきこの組合の総会または総代会（以下「総会」という。）の議事の運営について定め、総会の円滑な運営をはかることを目的とする。

(議事の開閉)

第2条 議事の開閉は議長がこれを宣する。

(議事日程)

第3条 議長は、総会成立の定足数を確認し、議場に報告するとともに、議事日程を議場にはかり、その承認を受けなければならない。

(書記の選任)

第4条 議長は、議事の開始にあたり、この組合の職員のなかから、書記若干名を指名する。

② 書記は、議事の経過の記録その他議長の指示する業務に従事するものとする。

(議案の説明)

第5条 議案はすべて提案者がこれを説明するものとする。ただし、必要ある場合はこの組合の職員に説明させることができる。

(動議の提出)

第6条 出席した正組合員または総代（以下「正組合員」という。）は、議事日程を妨げない限り、いつでも動議を議長に提出することができる。

② 前項の動議が提出されたときは、議長がこれを議案に供するか否かを、議場に諮らなければならない。

③ 議長は、議事進行上必要と認めた場合は、第1項の動議をあらかじめ通知した事項の議事終了後、議案に供することができる。

(議案、動議の再提出禁止)

第7条 否決または撤回された議案および動議は、同一総会において再び提出することができない。

(委員会付議)

第8条 総会で必要と認めたときは、議長は議場に諮り、正組合員のなかから委員を選任して、議案を付託して審議させることができる。

② 前項による委員の選任方法は議長がそのつど総会に諮ってきめる。

③ 議長は、委員をして付託した議案について、審議の結果を報告された後採決する。

(議事の進行)

第9条 議長は提出された議案について説明、討議、採決の順にこれを区分して、議事を進めなければならない。

(討議)

第10条 正組合員は、討議事項を逸脱しない限り、自由に質問を行い、かつ意見を述べることができる。

- ② 質問は、簡潔、明瞭に行うものとする。
- ③ 意見は、感情、利害にとらわれず建設的に述べるものとする。
- ④ 正組合員は、他の者の発言を不当に圧迫または抑制してはならない。
- ⑤ 発言しようとする者は、氏名を告げ、議長の許可を得て行うものとする。
- ⑥ 定款第50条の規定により意見を述べる准組合員には前各項の規定を準用する。

(議長の職務)

第11条 議長は、議事日程に従い、議事を円滑に進行せしめるとともに、議場の秩序を確立し、かつこれを維持しなければならない。

- ② 議長は、不穏当な言行等により、議事を妨げると認めた場合は、その者に退場を命ずることができる。
- ③ 議長は、組合員の発言を不当に制限してはならない。

(議事の確定)

第12条 議事は一審議をもって確定する。

(採決の方法)

第13条 採決は、つぎのいずれかの方法によるものとする。

ただし議長が出席している正組合員に対し、案件決定について異議の有無をただし、異議のないことを確認したときは、全員が賛成であると認め採決によらないで決定することができる。

1. 挙手
 2. 起立
 3. 投票
- ② 挙手および起立は、賛成者について行うものとする。ただし必要ある場合は反対者について行うことも妨げない。
 - ③ 投票は、この組合より配付された用紙を用い、記名又は無記名で行う。

(修正案の採決)

第14条 修正案が提出されたときは、修正案を原案より先に採決する。

- ② 修正案が2つ以上あるときは、その趣旨が原案に最も異なるものから、順次採決する。

(代理者の採決)

第15条 規約第5条および第7条の規定により、代理権を証する標識の交付を受けた代理者が採決に加わるときは、その標識を明示しなければならない。

(採決結果の宣言)

第16条 議長は、第13条の規定により採決を行った場合、賛否の数を調査確定し、その結果を議場に報告しその案件の決定を宣しなければならない。

(指導助言の請求)

第17条 議長は、必要により出席している指導機関の者、もしくは学識経験者に対して、指導助言を求めることができる。

(その他の事項)

第18条 この規程に定めていない議事についての必要な事項は、議長がそのつどこれを定める。

附 則

この規程は平成17年 2月 1日から施行する。